

農家民宿に必要となる消防用設備等について

秋田県総務部総合防災課 消防班 電話 018-860-4565

1 消防用設備とは

消火や避難の際に必要とされる設備で、消防法等の法律や条令で規制されている。建物の用途や面積、収容人員等により、設置の義務が生じることとなる。

なお、設置をしなかった場合や消防本部等の指導に応じなかった場合には、使用停止命令等の行政処分の対象となるほか、消防用設備の不備が原因で火災の被害が大きくなった場合には、懲役や罰金に処せられることもある。

2 消防法関係法令からみた農家民宿

(1) 旅館業に該当し、消防用設備等が必要

ア 農家民宿部分が、建物全体の半分より大きい場合

イ 農家民宿部分が、建物全体の半分未満で50㎡超又は建物全体の半分の場合

(2) 一般の住宅扱いとなり消防用設備等が不要

農家民宿部分が、建物全体の半分未満で50㎡以下の場合

※ ただし、全ての住宅に設置義務がある住宅用火災警報器の設置が必要

(注) 農家民宿として使用する居室等の面積とは、次の①、②を足したものである。

① 専ら宿泊客のために利用される部分（宿泊客占用の食堂、寝室等）

② 宿泊客のほか、住人も利用する共用部分（玄関、廊下、トイレ、台所等）

※ ②については、建物の状況等により、按分して算出する。

(参考) モデルケース

1階

宿泊客用 食堂・寝室	階段	台所
	廊下	浴室
		トイレ
		玄関

2階

住人用 寝室	階段
	廊下

① …… 専ら宿泊客のために利用される部分

② …… 宿泊客のほか、住人も利用する共用部分

③ …… 専ら住人が利用する部分（上記図の下線なし）

農家民宿として使用する居室等の面積 = ① + (② × ① / (① + ③))

3 規制緩和

「一般住宅の宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」

※ 別添：平成29年3月23日付け消防予第71号通知

4 農家民宿に必要となる主な消防用設備等について

区分 消防用設備等	旅館業に該当				一般住宅 扱い
	延べ面積	地階・無窓 階床面積	収容人員	規制緩和 特例該当	
誘導灯	全部	50㎡	30人	3※により免除	義務なし
カーテン等の防災物品				3※により免除	
自動火災報知設備					
消火器具	150㎡	150㎡	20人	3※により免除	
漏電火災警報器					
消防機関へ通報 する火災報知設備	500㎡	30人	30人	3※により免除	
屋内消火栓設備	700㎡				
避難器具					
非常用警報設備					
防火管理者の選任					

注 ・ 地域の火災予防条例等により、上記以外の消防設備等が必要となる場合がある。
 ・ 消防法に基づき届け出と検査が必要となる。

5 その他

消防用設備等については、開業前に管轄する消防本部へ直接相談することが必要です。

(参考) 消防用設備等の解説

○ 誘導灯、誘導標識

直接屋外に通じる出入り口や避難方向を表示するもの。災害時でも最低限の明るさを確保し、安全かつ迅速に誘導することを目的としている。

○ 防災物品

一定以上の防災性能を有するもので、カーテンやじゅうたん等がある。当該製品には防災性能を有する旨の表示（防災表示）が付されている。

○ 自動火災報知設備

火災の初期段階で生ずる熱、煙又は炎の発生を感知し、その信号を受信機に表示するとともに警報を発するもの。関係者に対し、火災初期における避難誘導、初期消火、消防機関への通報を促すことを目的としている。

○ 消火器具

消火器は、窒息消火及び冷却効果等を利用して火災を初期のうちに抑圧し、被害を最小限に防止することを目的としており、最も手軽に使用し得るもの。また、簡易消火器具として、水バケツ、乾燥砂等がある。

○ 漏電火災警報器

建物の漏洩電流を感知し、警報を発するもの。漏洩電流は、鉄鋼入りの建材等を発熱させ、火災を発生させることがある。

○ 消防機関へ通報する火災報知設備

火災が発生した場合、手動起動装置を操作することにより消防機関を呼び出し、蓄積音声情報等により通報するとともに、通話を行うことができるもの。

○ 屋内消火栓設備

水源、消火栓ポンプ、配管、消火栓ボックス等からなり、火災発生時に消火栓の起動ボタンを押してポンプを起動させ、ボックス内のホースを用いて放水・消火するもの。

○ 避難器具

火災の際に建物の中にいる人が屋外へ逃げるときに使用するはしご、救助袋等の器具。

○ 非常用警報設備

火災を発見した際に、手動で操作することにより非常ベル（もしくはサイレン）を鳴動させ、火災を周囲に警報するもの。

○ 防火管理者の選任

防火に関する講習会の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位を有する者で、管理権原者から防火上の管理を行う者として選任された者。選任した場合には、消防署へ届け出る必要がある。